

第5章



都市計画マスタープランの実現に向けて

5 都市計画マスタープランの実現に向けて



I 都市づくりの実現に向けて

1 都市づくりの実現に向けて

これまでの章では、都市づくりの目標や方針、地域別構想を体系的に示してきましたが、今後、これらを着実に実現へとつなげていくためには、行政による取り組みだけでなく、市民や事業者等がコミュニティ活動や事業活動などを通じて、積極的にまちづくりに参画、協力することが必要となります。

そこで、本章では、市民・事業者等・行政の役割について示すとともに、着実な進行のための運用・連携の方策や、主要な施策の実施スケジュールについて示します。

2 都市づくりにおける役割

(1) 市民の役割

市民には、自らまちづくり事業に協力するとともに、自主的に組織する団体などを通じて参画するといった「主体」としての役割が期待されます。また、NPOなどの市民活動団体の情報を積極的に収集し、活動に参画していくことが求められています。

(2) 事業者等の役割

事業者等は、市民と同様に尾張旭市の一員であり、その社会的役割や影響の大きさを認識し、地域社会との調和を図るとともに、暮らしやすい地域の実現に寄与することが求められています。また、まちづくりの主体として事業活動を行うとともに、周辺環境への配慮や環境保全・環境改善、都市施設の整備に対し貢献・協力することが期待されています。

(3) 行政の役割

行政は、市民や事業者等と同様、まちづくりの主体としての役割に加え、市民、事業者等との協働のもと、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施していく役割を担っています。

このため、まちづくりに関する情報提供や市民参画の機会の提供等のほか、市民主体のまちづくり活動の支援等を推進していきます。

また、国・県・周辺市町及び関係機関との広域的な連携、調整のもとに、計画的で効率的なまちづくりを進めていきます。

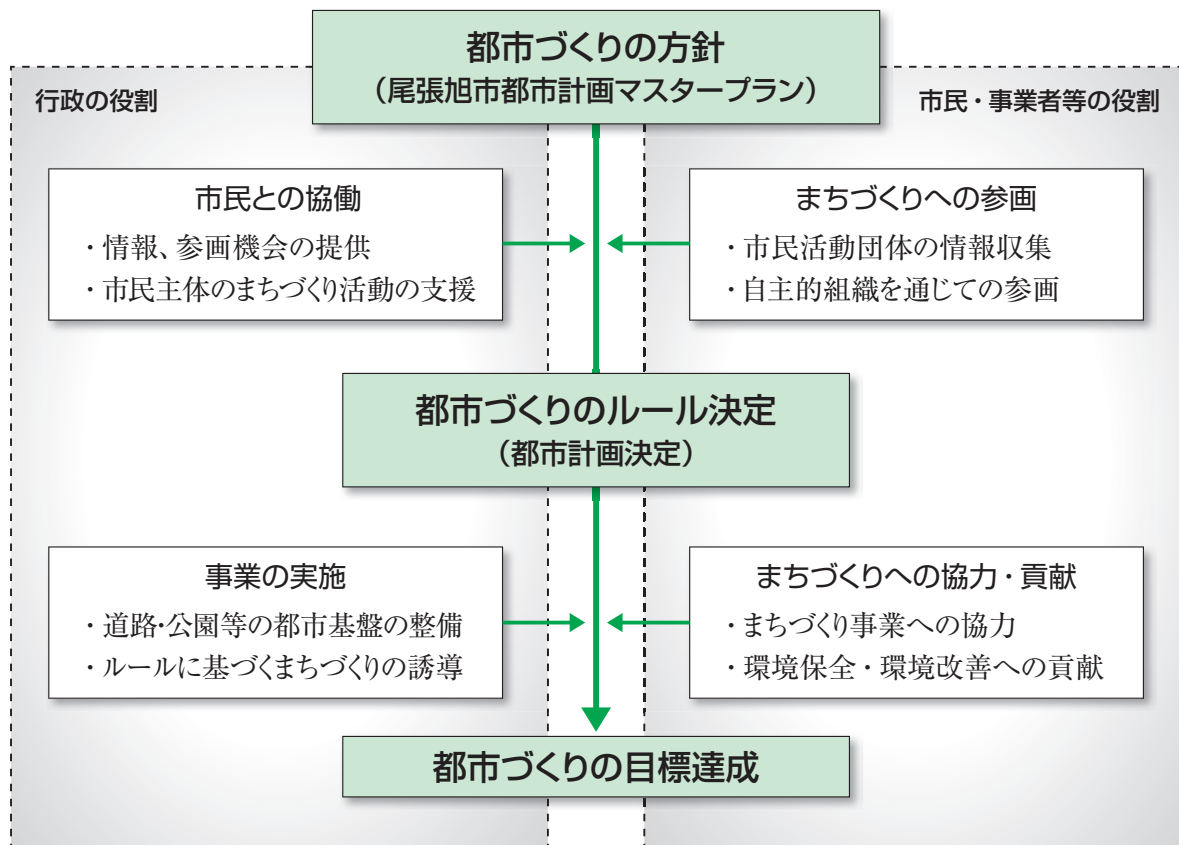


図35 都市づくりの役割の考え方

3 計画の推進に向けた運用・連携の方策

次の視点に十分留意し、都市計画マスタープランに基づく事業の計画的かつ効率的な実施に向け、着実に都市づくりの推進を図るための体制づくりを進めます。

(1) 都市計画マスタープランに基づく都市計画の運用

都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。そのため、今後は、都市計画マスタープランに示された方針に基づき、計画策定手法や誘導手法、整備手法などの様々な手法・制度の中から、本市や地域の実情に最もふさわしい手法を選択するとともに、総合的で一体的な都市計画を運用していきます。

(2) 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランに基づく各種まちづくり施策を効果的に実践していくため、上位計画である市総合計画における施策評価や事務事業評価をもとに、達成状況の評価を行います。

また、その達成状況などの結果に基づき、必要に応じて柔軟に都市計画マスタープランを見直すなど、適切な進行管理に努めます。

(3) 関係機関等との連携

ア 国や県、周辺市町との連携・協力

国・県をはじめとする関係機関との調整を図り、必要な事項について協力を要請するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

イ 関係部署との連携

都市計画マスタープランに示された内容は、都市計画分野だけではなく、自然保護や農業・農政、住宅、福祉、防災、産業、観光振興など広範な行政分野にわたっています。このため、関係部署との調整や連携を密にし、効果的で効率的な事業の推進に努めます。

ウ 事業者等との連携

都市計画マスタープランに基づき開発行為などを実施しようとする事業者等に対しては、円滑な事業推進を促すため、必要な支援を検討します。

また、拠点整備などの際には、商工会やJAなどと連携を図るとともに、民間の資金やノウハウを有効に活用した効率的なまちづくりの推進方策を検討します。



II 実施スケジュール

1 基本的な考え方

第3章の「都市づくりの方針」において、具体的な施策例として掲げた事業について、市民、事業者等、行政の各主体別の役割を整理するとともに、実施スケジュールの目安を示します。

ただし、現時点での社会経済状況等を考慮して作成していることから、今後の情勢変化や上位計画の改訂にあわせて、その内容を変更する場合があります。

2 実施スケジュール

◇主体別役割凡例

◎ 実施主体	○ 制度利用・参加・協力・支援
--------	-----------------

◇実施スケジュール凡例

⇨ 計画・研究	➡ 事業実施・整備実施
---------	-------------

●緑と水に彩られたまちづくり

■自然環境の保全・活用

(58～59ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
自然環境への負荷軽減	公共交通網整備事業〈利用促進〉	全市	◎	◎	○	➡	➡	➡	➡	➡
	生ごみ処理補助事業	全市(北部除く)								
	資源ごみ分別収集事業		◎	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
	資源ごみ回収団体活動奨励事業									
	太陽光発電システム設置推進事業	全市(北部除く)	◎	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
浄化槽雨水貯留施設転用補助事業	全市(北部除く)	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡	
河川環境の保全	河川水質の浄化推進事業	全市(北部除く)	◎	◎	○	➡	➡	➡	➡	➡
	矢田川散歩道整備事業	東部(P102)、南部(P114)	○	○	◎	➡	➡	➡		
農地の保全	地域農業活性化事業	全市(北部除く)		◎	○	➡	➡	➡	➡	➡

■景観形成

(60ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
景観形成推進施策の展開	都市景観啓発事業	全市(北部除く)	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
	景観計画の作成(景観行政団体へ移行)	全市	○	○	◎		➡	➡		
違反屋外広告物の除却	屋外広告物適正化事業	全市	◎	◎	○	➡	➡	➡	➡	➡
公共施設などにおける景観配慮	緑化推進事業	全市	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
地域特性に応じた景観形成	駅前広場景観形成事業	中部(P90)	◎	◎	◎	➡	➡	➡	➡	➡

■公園・緑地の整備

(62～63ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
緑のネットワークの形成	緑化推進事業<緑の基本計画の実施>	全市	◎	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
公園などの整備	矢田川散歩道整備事業(再掲)	東部(P102)、南部(P114)	○	○	◎	➡	➡	➡		
	濁池整備事業	東部(P103)	○		◎	➡	➡			
	都市公園新設事業	中部(P90)、東部(P103)	○	○	◎		➡	➡	➡	➡
		南部	○		◎	➡				
	公園維持管理事業	全市	◎		○	➡	➡	➡	➡	➡
緑地の保全・活用	自然林保全事業	全市	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
	保存樹等保全助成金	全市	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
	生垣設置助成事業	全市(北部除く)	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡

■下水道・河川の整備

(64ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
下水道の整備	汚水管渠整備事業	全市			◎	➡	➡	➡	➡	➡
	取付管設置事業	全市	○	○	◎	➡	➡	➡	➡	➡
	管渠施設維持管理事業	全市			◎	➡	➡	➡	➡	➡
河川改修の促進	矢田川散歩道整備事業<関係機関へ働きかけ>	東部(P102)、南部(P114)	○	○	◎	➡	➡	➡		

●活力とやすらぎのあるまちづくり

■市街地整備

(66～67ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
拠点的な市街地の整備	歩道バリアフリー推進事業(駅周辺)	中部(P90)、 東部(P103)	○		◎		⇒	⇒	⇒	⇒
	まちなか居住の推進研究事業	全市(北部除く)	○	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
その他の市街地の整備	都市計画検討・策定事務	全市	○	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	地区計画審査事業	全市(北部除く)	○	○	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	各土地区画整理事業	中部(P91)、 東部(P103)	○	◎	○	⇒	⇒	⇒	⇒	

■交通体系の形成

(68～72ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
総合的な交通ネットワークの形成	公共交通網整備事業(交通網再構築)	全市	○	◎	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
主要幹線道路網の形成	霞ヶ丘線整備事業	西部(P127)	○		◎	⇒	⇒	⇒		
	交差点改良事業	中部(P91)、 南部(P115)	○		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	歩道バリアフリー推進事業	全市	○		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	橋梁長寿命化修繕事業	全市(北部除く)			◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
公共交通体系の確立	公共交通網整備事業	全市	○	◎	○	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	三郷駅前広場整備事業	東部(P104)	◎	○	◎	⇒	⇒	⇒		
その他交通施設の整備	自転車駐車場維持管理事業	中部(P91)、 東部(P104)、 西部(P127)	○		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

■安全安心のまちづくり

(73～74ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
防災の推進	公共施設耐震診断補強計画調査進行管理事業	全市			◎	→	→	→	→	→
	排水施設維持補修事業	全市(北部除く)			◎	→	→	→	→	→
	都市計画検討・策定事務(既成市街地)	全市	○	○	◎	→	→	→	→	→
	民間木造住宅耐震改修費補助事業	全市(北部除く)	○	○	◎	→	→	→	→	→
治水対策の推進	排水施設維持補修事業	全市			◎	→	→	→	→	→
雨水対策の推進	浄化槽雨水貯留施設転用補助事業(再掲)	全市(北部除く)	○	○	◎	→	→	→	→	→
	浸水対策事業	中部(P91)、東部(P104)、西部(P128)			◎	→	→	→	→	→
交通安全などの対策の推進	あんしん歩行エリア整備事業	東部(P104)	○		◎	→	→	→		
		南部	○		◎	→				
	防犯灯設置・維持管理補助事業	全市(北部除く)	○		◎	→	→	→	→	→

■高齢者や障がい者にやさしいまちづくり

(75ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
誰もが活動しやすい都市空間の整備	歩道バリアフリー推進事業(再掲)	全市(北部除く)	○		◎	→	→	→	→	→
	生活道路改良事業	全市(北部除く)			◎	→	→	→	→	→
誰もが利用しやすい公共交通機関の充実	歩道バリアフリー推進事業(駅周辺)	中部(P92)、東部(P104)、西部(P128)	○	○	◎	→	→	→	→	→
誰もが利用しやすい住宅の供給	市営住宅施設管理事業	東部(P104)			◎	→	→	→		
	高齢者住宅整備資金借受者利子補給補助事業	全市(北部除く)	○		◎	→	→			

● ともにつくるまちづくり

■ 市民と行政の協働によるまちづくり

(77ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
市民のまちづくりへの参加 まちづくりへの支援	市民活動支援事業	全市(北部除く)	○		○	➡	➡	➡	➡	➡
その他の取り組み	道路清掃事業	全市	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
	三郷駅前広場整備事業(再掲)	東部(P105)	○	○	○	➡	➡	➡		
	北山地区まちづくり運営委託事業	中部(P92)	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
	都市公園新設事業(再掲)	中部(P92)、東部(P105)	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
南部		○	○	○	➡					

■ 事業者等と行政の協働によるまちづくり

(78ページ参照)

方針	具体的な施策名	地域	主体別役割			実施スケジュール				
			市民	事業者等	行政	H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
事業者等のまちづくりへの参加	都市計画検討・策定事務(再掲)	全市(北部除く)	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡
	道路清掃事業(再掲)	全市	○	○	○	➡	➡	➡	➡	➡

● まちづくりワークショップで提案された事業(市民、事業者等主体)

方針	具体的な施策名	実施スケジュール				
		H23以前	H23～H27	H28～H32	H33～H37	H38以降継続
自然環境への負荷軽減	地域の清掃活動等への積極的な参加	➡	➡	➡	➡	➡
河川環境の保全	近隣住民やボランティアで河川整備の管理	➡	➡	➡	➡	➡
公共施設などにおける景観配慮	ボランティアによる緑地の手入れ	➡	➡	➡	➡	➡
公共交通体系の確立	公共交通を利用するよう努める	➡	➡	➡	➡	➡
交通安全などの対策の推進	通学路の交通安全確保のための活動に参加	➡	➡	➡	➡	➡
誰もが利用しやすい公共交通機関の充実	近隣の高齢者に声かけし、登録者の車に同乗できる制度の研究		➡	➡	➡	➡